

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

「あきらめない」まちづくり
地域のチカラで、明日を元気に!
～つなげる「まち活」しませんか～



Mt. Rokko



Western-Style houses



date 2013年 1月12日(土)

at 神戸国際展示場 コンベンションホール(全体会)
神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス(分科会)



Port Tower

Meriken Park



ポルトの贈り物
ファンからの贈り物

日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

兵遊協 はあ〜とふるふあんど支援事業

開催にあたって

1995年1月17日、私たちのまちは「阪神・淡路大震災」で甚大な被害を受けました。全国各地から駆け付けたボランティアの活躍は後に「ボランティア元年」と呼ばれ、NPO法人認証制度誕生のきっかけとなるなど、復興への道のりのなか、この地で生まれたさまざまな協働の輪は次第に全国に広がっていきました。

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」の地震と津波、放射線の被害は東北の沿岸地域に広がり、今なお、生活再建や復興に向けたさまざまな取り組みが続いています。

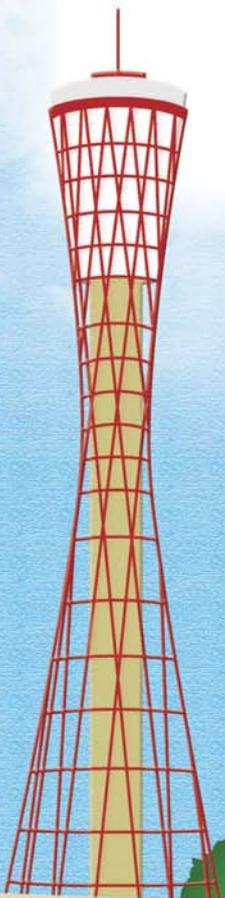
ともに「あの日」を境として、住民のくらしの中に、家族や近隣相互の「絆」が再認識され、全国からの温かい支援とともに、助け合い・支え合いの輪が広がりました。

これらの住民の支え合いの活動は、高齢者や障がい者、子育て、防犯や防災といった従来の枠組を超え、過疎対策やまちおこしなどの活動にまで広がっています。

全国で活躍する校区・小地域福祉活動の実践者やそれらと協働する専門職等の皆さまとともに、「新しい時代が救われる何か」をこのサミットで生み出すことが、私たちができる東日本大震災被災地への復興支援活動であり、また地域社会に蔓延している“閉塞感”、“無縁社会”を打ち破ることにつながると考え、このサミットを「KOBE・ひょうご」で開催させていただくこととなりました。

全国の皆さまのご参加を、心からお待ちしております。

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご
実行委員長 **今井 鎮雄** (神戸市社会福祉協議会 理事長)



第6回
全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

大会概要

大会テーマ	「あきらめない」まちづくり 地域のチカラで、明日を元気に！ ～つなげる「まち活」しませんか～
日時	2013年1月12日(土) 10:30～17:45
会場	神戸国際展示場 コンベンションホール(全体会) 神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス(分科会・交流会)
主催	第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご 実行委員会 小地域福祉活動を楽しむ全国ネットワーク・全国コミュニティライフサポートセンター(CLC) 神戸市社会福祉協議会・東灘区社会福祉協議会・灘区社会福祉協議会・中央区社会福祉協議会 兵庫区社会福祉協議会・北区社会福祉協議会・長田区社会福祉協議会・須磨区社会福祉協議会 垂水区社会福祉協議会・西区社会福祉協議会
共催	兵庫県社会福祉協議会・神戸学院大学
協力	兵庫県各市町社会福祉協議会
後援 (予定)	厚生労働省・全国社会福祉協議会・兵庫県・神戸市・生活協同組合コープこうべ 兵庫県民生委員児童委員連合会・神戸市民生委員児童委員協議会・兵庫県連合婦人会 神戸市婦人団体協議会・兵庫県連合自治会・神戸市自治会連絡協議会・神戸新聞厚生事業団 こうべ市民福祉振興協会・神戸新聞社・朝日新聞神戸総局・読売新聞神戸総局 毎日新聞神戸支局・産経新聞神戸総局・日本経済新聞社神戸支社・NHK神戸放送局 サンテレビジョン・ラジオ関西
助成	日本財団・兵遊協はあ～とふるふあんど委員会
協賛	神戸市スポーツ教育協会・兵庫県生命保険協会
参加費	3,500円 ※昼食弁当(お茶付)別途500円、交流会への参加は別途3,000円必要
オプション ツアー	2013年1月13日(日) 9:30:～14:30 ※別紙参照

プログラム ※敬称略

全体会

神戸国際展示場
コンベンションホール

9時30分～	受付開始	
10時30分～	開会 ●開会あいさつ ●来賓祝辞	実行委員長 今井 鎮雄 兵庫県知事 井戸 敏三 神戸市長 矢田 立郎
11時00分～	基調講演 <small>演題</small> つながりがひらく未来 ～新しい時代が救われる何かを～(仮題) 2008～09年年末年始「年越し派遣村」村長 元内閣府参与 反貧困ネットワーク 事務局長 NPO法人自立生活サポートセンター・もやい 理事	湯 浅 誠 (予定)
12時00分～	昼食休憩	
12時50分～	シンポジウム 二つの大震災と地域の未来(仮題) ◆シンポジスト 細田・神楽まちづくり協議会(神戸市長田区) NPO法人 かなで デイサービスセンター奏(兵庫県宝塚市) 応急仮設住宅 箱塚桜団地自治会(宮城県名取市)	会長 野村 勝 施設長 福住 美寿 会長 大脇 兵七
	◆コーディネーター	第6回全国校区・小地域福祉活動サミットin KOBE・ひょうご 名誉実行委員長 牧里 每治 (関西学院大学 人間福祉学部 学部長)
14時20分～	サミット旗 引継式	
14時30分～	会場移動 (シャトルバス・ボートライナーなど)	





育 ちあう

- 分科会 ① 「福祉のこころ」学びの原点 ～家庭・地域～
◆コーディネーター 日本福祉大学 准教授 原 田 正 樹
- 分科会 ② 地域に活かそう! おとこの力
◆コーディネーター motto ひょうご 事務局長 栗 木 剛

繋 がりあう

- 分科会 ③ 生☆活!ここがウチらの居場所!
◆コーディネーター 佛教大学 講師 後 藤 至 功
- 分科会 ④ 皆で育もう! “共生社会”
◆コーディネーター 神戸女子大学 教授 植 戸 貴 子

見 守 りあう

- 分科会 ⑤ 子どもの見守りからはじまる地域づくり
◆コーディネーター 関西大学 修学支援コーディネーター 藤 原 隆 宏
- 分科会 ⑥ 中山間地で暮らしていくために
◆コーディネーター 日本福祉大学 教授 平 野 隆 之
- 分科会 ⑦ 見守りあいからつながりあいへ
◆コーディネーター 流通科学大学 教授 松 澤 賢 治

支 えあう

- 分科会 ⑧ 「結」がおりなす 地域の底力
◆コーディネーター 神戸学院大学 教授 藤 井 博 志
- 分科会 ⑨ とともに「生きる」をともに「つくる」
◆コーディネーター 市民活動センター神戸 事務局長 実 吉 威
◆コメンテーター 大阪大学グローバルコラボレーションセンター特任准教授 吉 富 志津代
- 分科会 ⑩ 孤立した“生”を、つながりのある“生”に
◆コーディネーター 関西大学 教授 松 原 一 郎
◆コメンテーター 豊中市社会福祉協議会 事務局次長 勝 部 麗 子

街 づくり

- 分科会 ⑪ NPO法人を活かした小地域福祉活動
◆コーディネーター 同志社大学 教授 上野谷 加代子
- 分科会 ⑫ 災害時ひとりの命も見逃さない
◆コーディネーター 同志社大学 教授 立 木 茂 雄
- 分科会 ⑬ 私のスタートから地域のゴールへ
◆コーディネーター 龍谷大学 教授 筒 井 のり子

特 別企画

- 分科会 ⑭ きらり☆かがやく☆神戸
◆コーディネーター 桃山学院大学 教授 松 端 克 文
- 分科会 ⑮ 地域の子育て応援団
◆コーディネーター OAA(野外活動協会) 専務理事 清 水 勲 夫
- 分科会 ⑯ 震災から育む地域のチカラ
◆コーディネーター コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長 中 村 順 子

15時15分～
17時45分

18時30分～

交流会 (神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス カフェテリア「BREATH」)

※希望者のみ (別途 お申し込みが必要です)

～20時終了予定

基調講演



演題

つながりがひろく未来
～新しい時代が救われる何かを～(仮題)

湯浅 誠 (予定)

反貧困ネットワーク事務局長、NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事。90年代より野宿者(ホームレス)支援に携わる。2008～09年年末年始の「年越し派遣村」では村長を務める。2009年から通算2年間、内閣府参与。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。1969年生。著書に『反貧困』(岩波新書、2008年、第14回平和・協同ジャーナリスト基金賞大賞、第8回大佛次郎論壇賞)、『どんとこい! 貧困』(イーストプレス「よみちパン!セ」シリーズ、2009年6月刊)、『岩盤を穿つ』(文藝春秋社、2009年)など。

シンポジウム

二つの大震災と地域の未来 (仮題)

◆コーディネーター



校区・小地域福祉活動の実践者に共通するテーマである防災や復興への取り組みに関して学び深めるシンポジウム。「校区・小地域福祉活動が災害時にどのように機能したか、被災地の復興にどのように活かされていくか」といった観点から、各シンポジストの活動を通して見えてきた事象をご報告いただき、復興に寄与できる理念構築や今後の地域防災への提言を、コーディネーターと共に探ります。

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

名誉実行委員長 牧里 每治 (関西学院大学 人間福祉学部 学部長)

◆シンポジスト

細田・神楽まちづくり協議会



会長
野村 勝
(神戸市 長田区)

阪神・淡路大震災時は神戸市消防局に勤務。当直だったので直後から現場に飛び出し、火災防御、人命救助活動に突入。4日目にやっと家族の安否確認。

1995年震災で地域が区画整理の指定を受け、細田神楽まちづくり協議会の会長となり、神戸市内のまちづくり協議会連絡会を立ち上げ、まちづくりをする上での共通の諸問題を取り上げ関係行政機関と折衝、更に新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会会長、新長田北安心・安全コミュニティ推進協議会会長となり、神戸の復興に全力を出してきました。

「人と防災未来センター」語り部として来館者や事業所、学校、病院など各地の自主防災組織等に大震災の教訓や対応など講演活動を展開しています。

NPO法人 かなで デイサービスセンター 奏



施設長
福住 美寿
(兵庫県 宝塚市)

宝塚市民生委員・児童委員
阪神・淡路大震災で自宅全壊、自宅再建までの1年間を仮設住宅で暮らす。ボランティアグループ ハッターリーズ カッターリーズを立ち上げ活動。仮設住宅にてふれあい生き生きサロンを開催。その後「つどい」「ありの」「和・わ・輪」「あみーち」「おっさんの会」等のサロンにかかわる。「サロンありの」の取り組みからNPO法人かなでを設立。

高齢者の見守り活動や東日本大震災から、地域の組織が連携して避難所開設・運営することの重要性を感じ避難所開設マニュアルを作成。

応急仮設住宅 箱塚桜団地 自治会



自治会長
大脇 兵七
(宮城県 名取市)

1962年より名取市公立学校教員、県立養護学校校長として勤務。退職後、名取市内で増田児童センター館長、閉上公民館長などを経て、閉上上町町内会役員や防災委員などを担っていました。2011年3月11日の震災時は2階で仕事をしていましたが、すぐに庭先の道路に出て隣近所の方々10数名を無事に避難させました。仮設住宅に入居して5日後には自治会を立ち上げ、自治会長を引き受けて活動しています。箱塚桜団地自治会では、住民が明るく暮らせるようなさまざまな活動プランを次々と打ち出し、被災地の仮設住宅の中でも代表的仮設住宅として注目を集める存在となっています。

育 ちあう

「育ちあう」の分科会は、幅広い世代の福祉への関心を醸成したり、地域との関わりを持つきっかけを生み出したり、共に育ち合うような福祉活動に着目した分科会です。

地域での学びをきっかけに、生きがいややりがいを感じたり、しんどさの中にも深い喜びを感じたりする活動の醍醐味に着目して校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会

①

「福祉のこころ」学びの原点 ～家庭・地域～

◆コーディネーター 原田 正樹(日本福祉大学 准教授)

子どもが主体的に展開する地域活動。その活動が思いやり、譲り合い、助け合い等の福祉の心を育み、かつ、大人も巻き込んでいる活動事例を通して、その活動の持続と発展の軌跡から、上昇・持続のヒントや、下降・低迷等の克服を語りあいます。



実践報告

神戸市灘区成徳小学校父親会 「パパパイヤ」 (神戸市 灘区)

1995年、小学校PTAの父親会としてスタート。OB父親も含め約90名が活動。夏休みお泊り会、スポーツ指導など特技、資格を生かした活動や地域行事参画に発展中。父親の地域不在を問われる今日、地域生活者としての変容がきざりどころ。

実践報告

三重県菟野町社会福祉協議会 こもっ子mama (三重県 菟野町)

2002年スタート。ママたちの作る子育て情報紙が町外からの増加する転入者にも大人気。菟野弁を紹介するコーナーでは世代を超えて「なるほど!」と、クスッと笑って共感しあえる楽しさ。この楽しさが不思議と地域のネットワークを繋げていく力があるんです。

実践報告

神守町親睦会 (愛知県 津島市)

もとは宿場町で海拔0mの地域。「子どもは地域の宝」としての地域後継者育成に、「あったらいいよね、できたらいいよね。」の声で町花いっぱい運動、除夜の鐘イベント等々の世代間交流に小学校・子ども会・習字教室が参加。また、会員の世代交代でも定年延長で奮闘中。

分科会

②

地域に活かそう! おとこの力

◆コーディネーター 栗木 剛(motto ひょうご 事務局長)

退職世代の地域参加が課題とされた2007年から5年。この世代の参加を促すために何が効果的なのか。特に、男性がこれまで馴染みの少なかった地域活動へ参加する“きっかけ”に着目し、中高年男性のいきがいが地域につながる秘訣について語りあいます。



実践報告

狩場台アラウンド還暦・ ちよいとボランティアの会 (神戸市 西区)

25年前ニュータウン入居時からのソフトボール仲間が還暦・退職を迎え、生活が職場から地域に変わり気がつく「オールタウン化」。地域活動における「若手アラ還」への期待は大きく「ちよいボラ」を、と活動したこの1年半そして今後の展開は…。

実践報告

マスターズゼミOB会 (神戸市 東灘区)

50歳以上の男性限定講座「マスターズゼミ」を修了したみなさんのゆるーいつながり、OB会。“仲間ができる→楽しい!→何かやってみよう”という流れで趣味を伸ばす同好会活動を始め、サンタや工作のおじさんになったり、様々な活動を生み出しています。さらに新しい展開も…!

実践報告

NPO法人 よろずや余之助 (群馬県 太田市)

高校卒業後なにくれとなく集まっていた同級生たちが、退職世代近くになり、何か社会にお返ししようとして2002年にNPOを結成。喫茶を備えた拠点で、よろず相談や世代交流イベント等を実施。身上は「自分たちが楽しめることを身の丈に合わせ、でも納得いく形で実施すること」



繋がりあう

「つながりあう」の分科会は、住民や機関が専門性や分野を超えてつながり、ネットワークを地域の中にどのように作り出すかに着目した分科会です。

異なる主体が協働するために必要な「お互いを理解するきっかけ」や、互いの思いを信じあい、生み出される相乗効果を伴った校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会

③

いきいき 生☆活!ここがウチらの居場所!

◆コーディネーター 後藤 至功(佛教大学 講師)



大震災の経験から学んだ、住民同士のつながりの大切さ。一方で、近隣との関係が弱まり誰もが孤立しがちな現状があります。当分科会では、そうした現状を踏まえ災害時に限らず日常的な他者とのつながりがどのように生活を豊かにするのかについて語りあいます。

課題提起

市営新本山南第二住宅 ふれあい喫茶

(神戸市 東灘区)

東灘区内のある復興住宅集会所で、地域住民が主体となり催される喫茶があります。震災復興の始まりから今日までの約15年間に渡り、息長く続いてきたこの催し。そうした活動を通じて見えた住民ニーズの変化とは。また、今日における運営上の課題とは。

課題提起

南三陸町社会福祉協議会 被災者生活支援センター

(宮城県 南三陸町)

2011年8月から、仮設住宅居住者の居場所づくりに取り組んでいます。復興住宅移行後も孤立しない関係づくりを目指し、支援員による訪問やサロンでの交流を重ねています。復興期における支援員の役割と課題とは…

実践報告

ゆうゆうウォーク

(神戸市 東灘区)

特別な場所を必要としない趣味の活動(ウォーキング)を通じて参加者相互のつながりを育てています。地域住民が実行委員となり主体的に企画し、途中で立ち寄り施設との事前調整もしています。全体での活動の他、5つの小グループによる独自の活動も行われています。

実践報告

つどいば花あかり

(兵庫県 西宮市)

自宅の所有者であるAさんがご主人を亡くされた後、近所の人との交流する機会が乏しいことを民生委員に相談したことがきっかけとなり、自宅を開放されました。今では近所の人々が気軽に訪れる場となっており、運営には地区の民生委員・児童委員が協力しています。

実践報告

グループ・スコレ

(大阪府 堺市)

会員が自宅を教室に講座を主催。40以上に及ぶ絵画や料理などの講座がほぼ毎日どこかの家で開講され、講座後のお茶会では、様々な情報が飛び交い、つながりが深まっています。その他、相互の助けあい活動やアフリカの小学校学資支援など、活動が広がっています。

実践報告

パールフレンズ

(京都市 北区)

ひとり暮らし高齢者が自らつながる場をつくることで、自身の役割や価値を見出し、主体性を育むことのできる場となっています。歌づくりが日常的なリハビリや生きがいとなり、現在は作詞・作曲した歌で紅白歌合戦に出演することを目標とし、活動に励んでいます。

分科会

④

皆で育もう! “共生社会”

◆コーディネーター 植戸 貴子(神戸女子大学 教授)



障がいのある人達が自立して生き生きと暮らせることができる“まち”。そこには大切な何かがきっとあるはず。地域で活動し成果を上げている障がい者福祉施設、当事者団体や支援団体の活動に着目して、共生社会の推進について模索し、語りあいます。

実践報告

えんぴつの家

(神戸市 中央区)

“永久に腐らぬえんぴつの芯、その芯の折れぬよう白い木で包み支える。それが共に生きる場、えんぴつの家だよ”というメッセージのもと、障がい者が地域で生きていくための事業を展開しています。「この地域で共に生きよう」という基本理念のもと、新しい事業を創り、拡大してきました。

実践報告

NPO法人 チャレンジひがしなだ

(神戸市 東灘区)

障がい者の親たちの一番の不安は、親亡き後の我が子のこと。「わっはの家」を拠点に、障がい者の自立と社会参加を進める活動をしています。自立生活を目指す宿泊訓練や地域イベントへの参加を通して地域住民との“つながり”を深め、共生の地域づくりを進めています。

実践報告

青葉園

(兵庫県 西宮市)

重い障がいのある人やその家族がこのまちで暮らしをきり拓いてきた活動展開の歴史そのものが、「青葉園」の設立経過です。障がい者が重くても、まちの一員として地域住民と共に暮らしていきたいという思いから、地域社会参加活動と称して自らが住む近隣の街中で地域住民と共に活動しています。

実践報告

NPO法人 さんりく・こずもす

(岩手県 大船渡市)

障がいを持つ我が子にとって、生きがいのある人生って…?たった一人の母親の思いから20年前に始まった活動が地域に根付き、多くの障がいを持つ人と一緒に震災を乗り越えました。震災後も変わらない思いは、誰もが持っている幸せになる権利を守り、かたちにしていこうということです。



見守り

「見守りあう」の分科会は、双方向に助け合う昔ながらの近所づきあいや、企業やNPOが進める新しい見守りの仕組みといった新旧の見守りの強みに着目した分科会です。

日常生活や仕組みを少し変化させることで、虐待や認知症の問題など気づきにくい近隣住民の変化の兆しに気づきあうための校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会 ⑤

子どもの見守りからはじまる地域づくり

◆コーディネーター 藤原 隆宏(関西大学 修学支援コーディネーター)

近年、様々な主体が子どもの見守り活動を行っています。子どもの見守りは地域みんなの課題だといえます。子どもの見守りをきっかけに、地域の課題に気づき、多様な機関・団体と連携することが地域づくりへとつながっている取り組みについて、皆さんと語りあいます。



実践報告

夢野北地区民生委員児童委員協議会・夢野ハイタウン
(神戸市 兵庫区)

2009年に高層マンションの一室で、放課後の児童の居場所作りとして「ふれあいこども喫茶」を立ち上げました。子ども達が店長、ウエイトレスとなり、世代間の交流を図りながら、高齢者と子どものお互いを見守りの場となっています。

実践報告

青山1000人会
(兵庫県 姫路市)

地域内で起きた青少年による犯罪をきっかけに発足。学校と協力したワークショップや子育て全世帯へのアンケートなどで課題を出し合い、「自分たちの地域は自分たちがつくる」をモットーに、地域全体で協働して活動を行い、つながりあえる地域づくりを進めています。

実践報告

京都産業大学 学生防犯ボランティア「サギタリウスチーム」
(京都市 北区)

地域の防犯推進委員の要望を受け、2002年全国初の学生防犯ボランティアチームを結成。2度の停滞期を経て、現在は、下校時の見守りや、地域と連携した防犯パトロール、また、小学生への交通安全啓発活動等にも取り組んでいます。

分科会 ⑥

中山間地で暮らしていくために

◆コーディネーター 平野 隆之(日本福祉大学 教授)

限界集落の広がりなど、コミュニティ活動の維持が課題となる地域が増えてきています。地域のつながりを維持するために必要な要素に着目しながら、中山間地や郡部での暮らしを支える見守り活動への取り組みや課題などについて語りあいます。



実践報告

堀畑区福祉連絡会
(兵庫県 養父市)

高齢化率が40%を超える養父市堀畑区では、全住民で高齢者を見守る「しあわせの黄色いハンカチ(見守り旗)運動」に取り組んでいます。全世帯が、朝夕、旗の出し入れをすることでお互いに安否確認を行う、この活動を通して、住民同士の絆と連帯意識が高まり合っています。

実践報告

市場区福祉推進委員会
(滋賀県 高島市)

高島市朽木市場区では、見守り訪問や声かけを行う「見守り隊」を組織し、見守りマップ作成や見守り会議を通じて情報共有しています。駐在所や新聞販売店・ガソリンスタンドも加わり、また生活支援を行うボランティアグループと連携し「見守り」が「生活支援」にまでつながっています。

実践報告

日野ボランティア・ネットワーク(ひのぼらねっと)
(鳥取県 日野町)

2000年の鳥取県西部地震を契機に育ったボランティア精神を町に根づかせ、住みよいまちづくりに生かそうと、翌年発足。「高齢者誕生月プレゼント企画」での訪問活動、子どもから高齢者の居場所づくり、不登校の若者支援など地域交流活動を続けています。

分科会 ⑦

見守りあいからつながりあいへ

◆コーディネーター 松澤 賢治(流通科学大学 教授)

オートロックのマンションなど、従来の見守り活動の実施が困難な住宅が増えています。住民だけでなく、協同組合の見守りなども新しい手法として生まれている点に着目し、今までにないカタチでの見守りと小地域福祉活動の融合について語りあいます。



課題提起/実践報告

生活協同組合コープこうべ
(兵庫県・大阪府・京都府)

コープこうべの個配事業は同じ組合員宅を担当者が訪問する定期的な見守り機能の側面を持っています。担当者が組合員のちょっとした異変に気づいた場合、専門機関へ通報・連絡する「高齢者見守り協定」を関係団体と締結し、高齢者の地域での暮らしを守る仕組みを作っています。

実践報告

白瀬川両岸集合住宅協議会
(兵庫県 宝塚市)

8棟のマンション群から成る協議会で、集合住宅同士が連携して広域での見守り・支え合いを進めています。8棟合同での緊急対応ノートの全戸配布、学習会やサロンでの交流など、集合住宅での見守りはしやすいという逆転の発想で、住民同士の助け合いの輪を広げています。

実践報告

望海地区在宅サービスゾーン協議会
(兵庫県 明石市)

住民と専門職・行政と一緒に企画協働するのが望海地区の特徴です。住民も参加する「ほうかい劇団」の地域劇や「安心してんば事業」の実施、災害時要援護者避難支援などを通して地域課題への関心を高めることが、専門職・行政を巻き込んだ住民同士の見守りに繋がります。

支

えあう

「支えあう」の分科会は、地域生活を送るうえで社会変化に応じて必要になってきた新しい支えあいに着目した分科会です。

買い物や通院といった日常の移動が課題と

なった地域の再生や外国人との共生をめぐる課題など新たな課題・楽しみに着目した校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会

⑧

「結」がおりなす 地域の底力

◆コーディネーター 藤井 博志(神戸学院大学 教授)

地域ぐるみで課題解決に取り組む移動支援や、明治時代から続く生活支援活動の事例をもとに過疎地域で繰り返される「結」(相互扶助・コミュニティビジネス)の取り組みについて語りあいます。



実践報告

長澤ミニバス(ふれあい号)

(兵庫県 淡路市)

100世帯に満たない山間の淡路市長澤地区において、2005年から運行されているコミュニティバス。地域の課題について住民アンケートを行い、全世帯が1万円ずつ出し合い、運営しています。高齢者のみならず、小学校の廃校を機にスクールバスとしても運行しています。

実践報告

奥共同店

(沖縄県 国頭村)

1906(明治39)年に誕生し、住民全員の出資で運営されている奥共同店。日用品や食料品の販売が行われており、買い物や交流など様々な面で住民には欠かせない場所となっています。店の利益は地区の行事の運営にあてられています。こういった活動が全国的にも広がりを見せています。



分科会

⑨

ともに「生きる」をともに「つくる」

◆コーディネーター 実吉 威(NPO法人 市民活動センター神戸 事務局長)

◆コメンテーター 吉富 志津代(大阪大学グローバルコラボレーションセンター 特任准教授)

高齢者、障がい者、生活課題を持つ人と共に暮らしていくこと、外国人とお互いの文化に理解を持ち共に地域で生活していくこと、戸惑いや不安だけでなく、「共生」から生まれるプラス面を活かすため、誰もが暮らしやすい地域をつくることとは何かを語りあいます。



実践報告

NPO法人 たかとりコミュニティセンター

(神戸市 長田区)

たかとり教会の中で、大きな夢を持って仲間と一緒に歩んでいます。阪神・淡路大震災時の救援活動をきっかけに、多くのNGO、NPO、地域、教会の仲間たちが自由に集まり、多文化で多彩で豊かなまちづくり・ひとづくりを目指して活動中!

実践報告

NPO法人 はなのいえ

(兵庫県 姫路市)

介護と無縁の主婦が、父の認知症を機に悩み、学ぶ時に出会った「富山型(地域共生ケア)デイサービス」を県内で最初に開設。障がいや年齢にとらわれず同じ時間を過ごせる居場所づくりを、地域の住民理解のもと実現するために、住民主体の「地域サロン」開催にも力をいれています。

実践報告

NPO法人 にしはらたんぼぼハウス

(熊本県 西原村)

旧中学校寄宿舎を改修し、三障がい共生型の自立支援センターとして活動中。地域のボランティアやホームレスの方と協力して農業活動を行い、収穫物を加工して販売。障がいの有無を問わず利用できる交流の場として地域に開放し、時には小学生がお昼を食べに来ることも…。

分科会

⑩

孤立した“生”をつながりのある“生”に

◆コーディネーター 松原 一郎(関西大学 教授)

◆コメンテーター 勝部 麗子(豊中市社会福祉協議会 事務局次長)

阪神・淡路大震災では災害復興住宅での孤独死が問題となりましたが、精神疾患や認知症などによる「支援の拒否」「制度の狭間」など、孤立した“生”を、どのようにつながりのある“生”として支えていくかを住民と専門職の協働という視点から語りあいます。



実践報告

宮崎 隆吉(宮崎クリニック 院長)

(神戸市 長田区)

阪神・淡路大震災で自らも被災したなか、精神科医師として多くの被災者の心のケアにあたりました。「医療の力だけでは現実には変えられない。人を支えられるのは人しかいない…」。常に患者に寄り添い、ともに考えようとする姿勢に、日々多くの患者が訪れています。

実践報告

公益社団法人 認知症の人と家族の会 兵庫県支部

(兵庫県)

「呆け老人をかかえる家族の会」として京都で誕生した全国組織の兵庫県支部。65歳未満で発症する「若年性認知症」は、本人だけでなく家族や周囲に与える影響が大きく、社会問題化しています。県内の事例を中心に、地域での関わり方について発表します。

実践報告

尼崎市社会福祉協議会大庄支部

(兵庫県 尼崎市)

尼崎市の南西部に位置する大庄地区内の109福祉協会、15連絡協議会で構成。5年前に地域とのつながりが薄い老夫婦が将来に悲観し殺人事件を起こしました。これがきっかけで見守り活動が始まり、尼崎市高齢者等見守り安心事業へと発展した支部の取り組みを発表します。

街

づくり

「街づくり」の分科会は、阪神・淡路大震災や東日本大震災で必要性が大きくクローズアップされた小地域での「まちづくり」に着目した分科会です。

地域組織を作っただけで終わらせず継続的に活動を維持し高める活動や、コミュニティビジネスに取り組む地域の活動に着目した校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会

11

NPO法人を活かした小地域福祉活動

◆コーディネーター 上野谷 加代子(同志社大学 教授)

人材確保、経済的な理由などの課題により、地域活動団体が衰退しつつある中、NPO等の法人格を取得することで克服したグループがあります。法人格取得の経緯、活動内容、今後の課題などの発表を通して、新しい福祉のまちづくりのあり方について語りあいます。



実践報告

NPO法人 ニューいぶき (神戸市 西区)

1993年に街びらきした郊外型ニュータウンを拠点とし、高齢者同士助け合った活動を時間預託できる共助の仕組み「ふくし銀行」、小中学生による「ジュニアチーム」、障がい者・高齢者を対象にした「福祉避難訓練」等、各種団体と連携し、地域に根差した活動を行っています。

実践報告

NPO法人 羽曳が丘E&L (大阪府 羽曳野市)

地縁組織を基盤に柔軟な取り組みを行う自治型福祉NPO。環境と福祉が調和するまちづくりを目標とし環境部・生活部・管理部・ビオトープクラブの4つの柱で活動中。大阪府立大学看護学部との連携も強まり学生からの視点も取り入れて活発に活動を展開しています。

実践報告

NPO法人 こやだいら (徳島県 美馬市)

高齢化率52%と限界集落の状態にある地域。地域住民による過疎地有償運送を開始し、買物や通院等の移動課題を克服。また、高齢者世帯への見守り・相談活動、農林業サポート、防災活動を行う等、日本の未来の課題を先取りしている地域で住民と共に懸命に取り組んでいます。

分科会

12

災害時ひとりの命も見逃さない

◆コーディネーター 立木 茂雄(同志社大学 教授)
◆協力 木村 昌範(垂水区聴力言語障害者福祉協会)

発災直後に孤立しがちな要援護者の安否確認における、近隣との関係・地域の役割とは何か。また、災害ボランティアセンターの開設後に、地域外のボランティアと要援護者・住民との関わりを含めた、災害時の地域の取り組みについて語りあいます。



実践報告

真陽地区防災福祉コミュニティ 真陽地区民生委員児童委員協議会 (神戸市 長田区)

元々地域の結びつきが強く、阪神・淡路大震災以後は防災にも力を入れています。工夫を凝らした訓練など、18年の防災への取り組みと、要援護者の戸別訪問を行い、情報を登録し緊急時の必要な支援がわかる体制づくりについて発表します。

実践報告

NPO法人 さぼーとセンターぴあ (福島県 南相馬市)

福島第一原発から30km圏内で唯一の重度障がい者の生活介護事業所「テイさぼーと ぴーなっつ」などを運営。東日本大震災では、行政だけでは対応できない避難が困難な在宅要援護者のニーズの掘り起こしをJDF(日本障害フォーラム)とともに行いました。

実践報告

NPO法人 いわてGINGA-NET (岩手県 滝沢市)

岩手県立大の学生中心のNPO。中越沖地震の復興支援ボランティアを契機に翌2008年、学生ボランティアセンターを設立。プロジェクトチーム方式で地域の課題に対応した活動を行っています。東日本大震災でも、ネットワークを活用した支援活動を展開しています。

分科会

13

私のスタートから地域のゴールへ

◆コーディネーター 筒井 のり子(龍谷大学 教授)

地域をこれからどうしていくかを住民自らが話し合い、まちづくりを進める小地域福祉活動が活発になってきています。誰かが決めてくれるのを待つのではなく住民自らが地域に興味を持って取り組むまちづくりに着目し、課題解決に向けたヒントについて語りあいます。



実践報告

グリーンハイツ地区福祉委員会 (兵庫県 川西市)

高齢化率37.5%という高齢者が多い地域で、認知症等になっても安心して暮らせる地域を目的とした「成年後見センター」の立ち上げや「認知症高齢者徘徊SOSネットワーク」の構築、地域資源を掲載した「おたすけマップ」の作成など幅広い活動に取り組んでいます。

実践報告

大芋活性化委員会 (兵庫県 篠山市)

地域の少子高齢化・過疎化の進展によるコミュニティ力の低下が課題となっており、それら地域課題の解決や地域活性化を検討することを目的に校区内の各種団体を中心に設立。現在も地域コミュニティ活動の充実や潜在している地域資源を活用した地域活性化に向けて活動しています。

実践報告

NPO法人 住まいみまもりたい (大阪府 大東市)

市民発の地球温暖化防止の取り組みとして「もったいない」を合言葉に、再生可能な不用品を地域の資源として回収し、循環型社会の構築をめざしています。また、住まいの総合相談窓口としてサロンを開設し、快適な住環境を推進するためのサポート事業にも取り組んでいます。

特別企画

特別分科会は、KOBЕ・ひょうごの全国に誇る特徴的な小地域福祉活動です。阪神・淡路大震災がおきたあの日から「あきらめずに」未来

に向けて歩み続けてきた活動者に着目して校区・小地域福祉活動について深めます。

分科会

14

きらり☆かがやく☆神戸

◆コーディネーター 松端 克文(桃山学院大学 教授)

神戸の代表的な地域活動を紹介するこの分科会では、小地域というよりも少し活動範囲は広範囲になっています。元気な活動現場から、実践ノウハウ等を学び、きらり☆かがやく☆神戸に出会ってください。これぞ地域活動といえる神戸での取り組みをお届けします。



実践報告

東灘区連合婦人会 (神戸市 東灘区)

1951(昭和26)年に設立、9単位婦人会で構成する社会教育関係団体。「人の和」を原点到、地域福祉を最重要課題として取り組んできました。会員全員が社会のルールを守り、絆を深め東灘区に住む一人ひとりが幸せを感じられる温かい街づくりに寄与できる様に日々努力しています。

実践報告

中央区東日本大震災被災地支援プロジェクト (神戸市 中央区)

被災地の障がい者事業所等の商品販売のため、民生委員、婦人会、自立支援協議会が相互に顔みえる関係づくりを行っています。3.11を忘れないという思いから、毎月11日に東北と中央区の障がい者事業所商品を販売する「いちいちバザール」を開催しています。

実践報告

大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会 (神戸市 北区)

2000年、地域の代表からなる設立準備会を設置し地域活動を自主的に取り組む「大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会」を結成。地域人材、物的資源を活用し、認知症高齢者徘徊SOS模擬訓練や地域防災、地域防犯、要援護者避難訓練等の地域活動を推進しています。

実践報告

明舞お助け隊 神戸まちづくり研究所 (神戸市 垂水区・兵庫県 明石市)

1960年代に開発されたオールドニュータウン明石舞子団地(明舞団地)では、高齢化や老朽化が一斉に進み、担い手不足によるコミュニティ機能の維持が課題となっています。地域の協力人材の発掘やコミュニティサービス立ち上げの取り組みなどについて紹介します。

実践報告

北須磨団地自治会 (神戸市 須磨区)

1967年に建設されたまち、北須磨団地。学校や施設、銀行や郵便局、スーパーなど全てがそろっており、高齢化率44%ながら住民の数は減っておらず、世帯数は増えています。「友愛と信義」を旗印に結成された北須磨団地自治会による、自治会主導のまちづくりへの取り組みを紹介します。



分科会

15

地域の子育て応援団

◆コーディネーター 清水 勲夫(OAA(野外活動協会) 専務理事)

子育てに不安を感じる人が少なくない今、子どもの健全育成を担う児童館や学校を舞台に、地域住民が団結し、地域ぐるみで子どもを育てる取り組みを紹介します。子育てを通して、未来に広がる地域の姿と一緒に描きませんか。



実践報告

高倉台児童館 子どもヘルパー (神戸市 須磨区)

高倉台ふれあいのまちづくり協議会から任命された児童館の子どもたちが、高齢者が地域行事に参加する時のお手伝いなどをする「子どもヘルパー」活動をしています。高倉台では、高齢者から子どもまで共に支え合う地域を目指しています。

実践報告

旗塚児童館 きっずそーらん隊 (神戸市 中央区)

旗塚児童館での様々な活動に関わり、子育て支援をしている地域の人々。地域のイベントを盛り上げる「きっずそーらん隊」の子ども達。支援する人・される人という一方的な関係ではなく、互いが互いのことを想い、できることをしようとする関係がここにはあります。

実践報告

神戸っ子応援団 王中校区学校応援団 (神戸市 西区)

神戸っ子応援団では家庭・地域・学校・神戸市が一体となって、学習支援、環境整備、見守りなどの学校内外への支援に取り組んでいます。「王中校区学校応援団」は王塚台中学校、枝吉・出合小学校の3校から成り、小学1年から中学3年までの9年間を支援しています。

実践報告

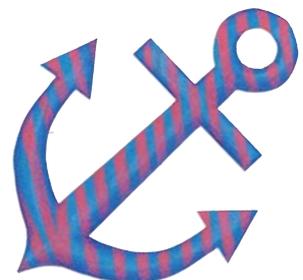
面白山児童センター おもちゃ病院 (兵庫県 姫路市)

面白山児童センターでは、地域の子どもたちのために、自分たちの得意なことで貢献したいという地元の有志が集まり、「おもちゃ病院」を開院しています。治療を通して子どもたちに笑顔と、物を大切にすることを届けます。

実践報告

大社児童センター 三世代交流グラウンドゴルフ大会 (兵庫県 西宮市)

大社児童センターでは、グラウンドゴルフを通して交流の輪を広げようと西宮市社会福祉協議会や地域のスポーツクラブ、PTAと協力して、大会を企画・運営しています。来館児童や保護者、シニア世代の方が参加し、一喜一憂しながら絆を深めています。



分科会

16

震災から育む地域のチカラ

◆コーディネーター 中村 順子(NPO法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 理事長)

阪神・淡路大震災の復興過程で学んだこと。それは市民が主役になって支え合いの文化をつくる大切さと、目の前のカベは協働で乗り越えられるということでした。分科会では、災害をきっかけに当事者・地域のチカラを育ててきた活動を発表していただきます。



実践報告

NPO法人福祉ネットワーク西須磨だんらん (神戸市 須磨区)

自治会福祉部の活動からスタートし、阪神・淡路大震災をきっかけに誕生した住民による福祉のまちづくり組織です。暮らしのちょっとしたサポートなど、身近な地域で住民が安心して暮らし続けられるための活動をしています。活動の広がりや継続の秘訣を語ります。

実践報告

西宮市社会福祉協議会 東山台分區 (兵庫県 西宮市)

阪神・淡路大震災時、民生委員は自身も被災しながら安否確認や避難所支援に駆け回りました。分科会では、民生委員による仮設住宅での訪問見守りや地域への支援活動を発表し、地域のチカラへのつながりを探ります。

実践報告

室津地区社会福祉協議会 (兵庫県 淡路市)

震災での避難所の運営支援をきっかけに地域のボランティアが組織され、だれもが安心していきいき暮らすことのできる地域を目指した地区社協活動の充実が図られてきました。18年のこれまでの歩みと次世代育成に関する地域への熱い“おもい”を発表します。

実践報告

南芦屋浜復興公営住宅 (社会福祉法人きらくえん) (兵庫県 芦屋市)

阪神・淡路大震災の被災者向け復興住宅には、約23,000世帯が入居しています。復興住宅に配置されたLSA(生活援助員)による支援活動は高齢化が進む集合住宅での住民活動のヒントになります。

実践報告

全国心臓病の子どもを守る会兵庫県支部 (兵庫県)

震災時、障がい児者は避難所に入れなかったり、薬をはじめ物資や必要な情報を手に入れられなかったり、通常の何倍もの困難を抱えます。命と暮らしを守るために私たちに何ができるのか。災害時の活動から見てきたセルフヘルプグループと地域の役割を発信します。



サミットの
お土産はこちらで!

1袋 ¥1,500
限定
200個!

兵庫県内と東日本大震災被災地の障がい者施設で作られたクッキーや雑貨の詰め合わせです!

※袋により内容が異なる場合があります

出展ブース大募集! 11月末申込締切

全体会を開催する神戸国際展示場内で、小地域福祉活動を紹介するブースを設けます。日頃の活動の紹介のほか、出版物や授産品・物産品の頒布などにご利用いただけます。希望される方は参加申込書にご記入をお願いします。

募集数 15団体(応募多数の場合は選考させていただきます)

- 条件**
- ①出展できるのは、小地域福祉活動を行う団体に限ります。
 - ②ポスターなどの展示もしくは授産品・物産品などの頒布を行う場合に限ります。
 - ③1団体1ブースまでです。1ブースにつき、机1本とパネル1枚を用意しています。(机・・・W1800×D500×H700 パネル・・・H1800×W900 を予定)
 - ④展示物・頒布物の事前受け取りは行いません。当日会場に直接お持ちください。
 - ⑤神戸国際展示場内でのブースとなります。

出展料 無 料 ※ただし、出展者はサミットへの参加申し込みが必要です。

資料配布コーナー 11月末申込締切

全体会を開催する神戸国際展示場内で、小地域福祉活動を紹介する団体のパンフレットやチラシ配布できるコーナーを設けます。希望される方は参加申込書にご記入をお願いします。

募集数 70団体(先着順)

- 条件**
- ①内容は小地域活動を行う団体の紹介、もしくは活動への参加の呼びかけのものに限ります。
 - ②配布資料はA4サイズ以下で2種類までです。※B4の2つ折、A3の2つ折も可。
 - ③1種類あたりの部数は300部程度でお願いします。
 - ④配布物の事前受け取りが可能です。

出展料 無 料 ※ただし、出展者はサミットへの参加申し込みが必要です。

問合先 神戸市社会福祉協議会 福祉部 地域福祉課
(第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご 現地事務局)
電話:078-271-1166 FAX:078-271-5366
※詳細は、申し込み団体あて、改めてご案内いたします。



参加申し込みについて

- 参加にあたっては本開催要項に同封しております、『参加・宿泊・交流会等の申し込みのご案内』をよくお読みいただき「第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご」参加申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。
- 参加にあたっては参加費3,500円が必要です。
- 16の分科会の中から、それぞれ希望する分科会番号を第3希望までご記入ください。ただし、会場定員数の関係で希望される分科会にご参加いただくことができない場合がありますので、ご了承ください。
- 昼食のお弁当予約を受け付けております。1食(お茶付)500円です。参加申込書の記入欄に○を記載してください。※神戸国際展示場周辺は飲食店、コンビニエンスストアが少ないので、お申し込みをお勧めします。
- 参加にあたって手話通訳・要約筆記・車イス補助等が必要な場合は参加申込書備考欄に希望することを具体的に記入ください。

参加券の送付について

- 参加申込書により参加費用請求書と参加券を郵送いたします。グループでお申し込みの方に関しては、代表者に一括して送付します。(11月～12月頃に送付予定)

申込締切日

2012年11月30日(金)

※ただし、会場の都合により定員3,500名に達した時点で申し込みを締め切らせていただくこともあります。

参加申込に関する
お問い合わせ先

名鉄観光サービス(株)神戸支店

〒650-0038 兵庫県神戸市中央区西町35 三井神戸ビル3F
TEL:078-321-5005 FAX:078-321-5019
〈営業時間〉平日9:00～18:00(土日祝/休み)

内容に関する
お問い合わせ先

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご実行委員会

〈現地事務局〉神戸市社会福祉協議会 福祉部 地域福祉課
〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階
TEL:078-271-1166 FAX:078-271-5366
E-mail:summit@with-kobe.or.jp URL:http://www.with-kobe.or.jp/summit/

PR広告

平成24年度

「地域の福祉力セミナー」のご案内

「地域の福祉力」の基本的理解を深め、社会的孤立や生活困窮などの深刻な生活課題の解決に向けた地域福祉実践を展開する視点や方法を考えます。

日時 平成25年1月13日(日) 開会/10:00(予定) 閉会/15:30(予定)

会場 兵庫県神戸市 神戸国際会議場

内容 午前(講義)「地域の福祉力」と社会福祉協議会の役割(予定)
午後(シンポジウム)「深刻な生活課題の解決に向けた地域福祉実践の展開」(予定)
※実践事例(2事例程度)やディスカッションを通して地域福祉活動の視点や方法について考えます。

定員 250名

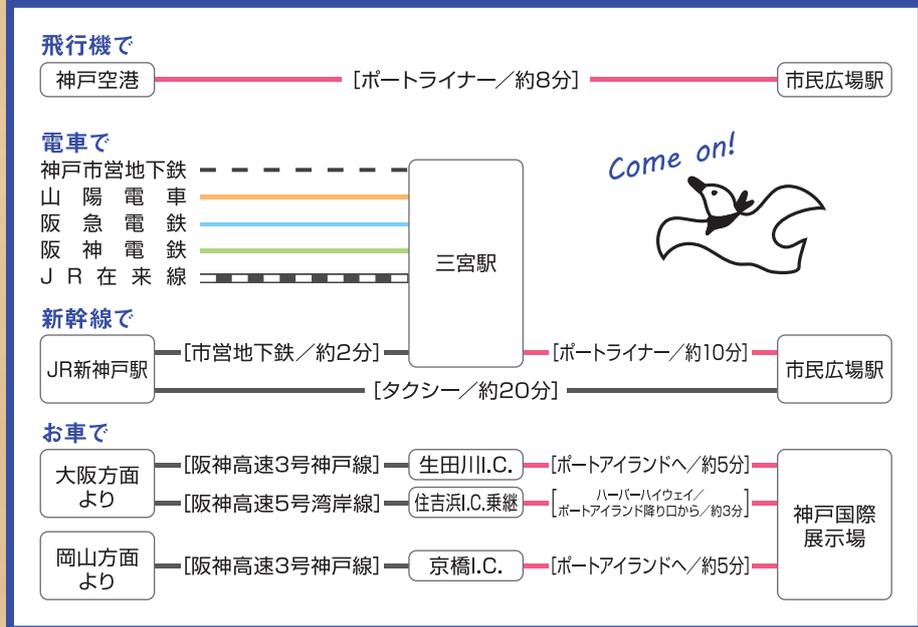
参加費 5,000円

1月13日(日)

全国社会福祉協議会
主催

※開催要綱・申込書は、近日中に右記ウェブサイトに掲載いたします。 全社協地域福祉・ボランティアネットワーク <http://www.zcwvc.net/>

Access Map



インターネットからも発信中!!参加者のみなさんで事前交流できるかも!



ツイッター
 Twitter ID: @kouku_summit_6

ホームページURL
<http://www.with-kobe.or.jp/summit/>

YOUTUBE
<http://www.youtube.com/watch?v=a8Z-vn93M9M>

フェイスブックページ
<http://www.facebook.com/summit6>



第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

兵庫県内で展開中の

「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン 協賛事業



read me!



(現地事務局)神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階 TEL.078-271-1166/FAX.078-271-5366

mail:summit@with-kobe.or.jp URL:http://www.with-kobe.or.jp/summit/

Twitter やってるよ!

ID:kouku_summit_6

いいね! プリーズ!

<http://www.facebook.com/summit6>



第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

参加・宿泊・交流会等の申し込みのご案内

【日 時】 2013年1月12日（土） 10:30～17:45

【会 場】 神戸国際展示場 コンベンションホール（全体会）

神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス（分科会）

第6回全国校区・小地域福祉活動サミットが、兵庫県神戸市にて開催されることを心よりお慶び申し上げます。

皆様の参加登録・宿泊・交流会等のご案内を弊社「名鉄観光サービス(株)神戸支店」が担当させていただきましたことになりました。社員一同万全の体制で準備いたす所存でございます。

多数のご参加を心よりお待ちしております。

名鉄観光サービス(株)神戸支店
支店長 宮田 章

1、参加申し込みについて

■参加費 お一人様 3,500円

- (1) 参加ご希望の方は、添付の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、11月30日（金）までにFAXまたは郵送でお送りください。
 - 参加申込書は、宿泊・交流会などすべての申込書を兼ねております。
 - 申込先：名鉄観光サービス(株)神戸支店
〒650-0038 兵庫県神戸市中央区西町35 三井神戸ビル3F
TEL：078-321-5005 FAX：078-321-5019
 - 申し込み締切後に順次、予約関係書類および請求書を送付いたします。なお、団体でのお申し込みの場合は、一括での請求・送付となりますのでご了承ください。
 - 予約関係書類及び請求書到着後、指定期日までにお振込をお願いいたします。
- (2) 会場の都合により、定員の3500名に達した時点で申し込みを締め切らせていただくことがあります。また、分科会会場の都合で希望される分科会にご参加いただけない場合もありますのでご了承ください。
- (3) 手話通訳・要約筆記・車いす補助等が必要な場合は、参加申込書備考欄に具体的にご記入ください。
- (4) 参加申し込み後の変更・取消については、「9. 変更・取消について」をご参照ください。

2、バス駐車場について

○バスでお越しの場合は指定の駐車場をご用意いたします。場所等は別途ご案内いたします。

なお、乗用車でお越しの場合は、周辺の有料駐車場をご利用ください。

■ 駐車管理料：バス1台当たり2,000円 ※予定（バス1日） ※現地払い

■ 参加申込書に台数等をご記入ください。

3、出展ブース・資料配布の申し込みについて（開催要項にもご案内を掲載しております）

- 全体会を開催する神戸国際展示場内でのポスター展示や出版物や授産品・物産品の頒布、活動紹介パンフレットやチラシ配布の希望を受け付けます。
- 内容によってはご希望に添えない場合があります。
- 出展料：無料 ※ただし、サミットへの参加が必要
- 募集数：出展ブースは15団体（応募者多数の場合は選考）
資料配布は70団体（先着順）
- 条件：＜出展ブース＞1団体1ブース（机1本・パネル1枚）まで
（机・・・W1800×D500×H700 パネル・・・H1800×W900 を予定）
展示物・頒布物の事前受け取りは不可
＜資料配布＞A4サイズ以下で2種類まで、1種類あたり300部程度
配布資料の事前受け取りは可
- ご希望の方は参加申込書に内容等をご記入ください。詳細は、あらためてご案内いたします。

4、お弁当について

- 全体会会場（神戸国際展示場）付近は飲食店、コンビニエンスストアが少ないので、お申し込みをお勧めします。
- 利用日：1月12日（土）
- 引渡場：神戸国際展示場 コンベンションホール受付
- 代 金：500円（お茶付）
- ご希望の方は参加申込書の弁当欄に○印をご記入ください。

5、交流会について

- 日 時：1月12日（土）18：30～20：00（予定）
- 会 場：神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス カフェテリア「BREATH」
- 参加費：3,000円
- 定 員：250名
- 参加ご希望の方は参加申込書の交流会欄に○印をご記入ください。

6、お土産について

- サミット参加のお土産に「神戸ふれあい工房 ※」がお勧めする「サミットおみやげ袋」をどうぞ。
- 内 容：兵庫県内と東日本大震災被災地の障がい者施設で作られたクッキーや雑貨の詰め合わせ（袋により内容が一部異なることがあります）
- 代 金：1,500円
- 限定 200個、先着順
- ご希望の方は参加申込書のお土産欄に○印をご記入ください。

※神戸ふれあい工房・・・障がいがある方が作った商品を販売する店舗（JR神戸駅南地下街内）

7、宿泊について（宿泊施設を別途掲載しております）

- 宿泊日：2013年1月11日（金）・12日（土）
- 宿泊条件：1泊朝食付・税金・サービス料（お一人様あたり旅行代金）
- 全施設の紹介はできかねますので、ホテル情報はホームページ等でご確認をお願い申し上げます。
- 当日は隣接するワールド記念ホールで大規模なコンサートが予定されており、周辺ホテルは相当の混雑が予想されます。お早めにお申し込みをお願い申し上げます。
- ご希望の方は参加申込書の宿泊プラン欄に必要事項をご記入ください。

8、オプションツアーについて ※詳しくは、別添案内チラシをご覧ください

- 日 時：1月13日（日）9：30～14：30
- 内 容：『神戸で震災を学ぼう』と題して、午前に「人と防災未来センター」を見学し、午後から「防災・減災セミナー」に参加します。
- 会 場：人と防災未来センター（午前）・神戸市勤労会館（午後）
- 参加費：1,800円（「人と防災未来センター」入館料を含む）
- 定 員：200名
- 参加ご希望の方は参加申込書のオプションツアー欄に○印をご記入ください。
- 9：30に「人と防災未来センター」へ各自で集合後、順次見学。
午後から、神戸市勤労会館でセミナーを実施します（各自移動・各自昼食）

※お詫び) 開催要項 (P2 大会概要・下段) では「10:00～14:00」と記載しておりますが、正しくは「9:30～14:30」です。
お詫びのうえ、訂正いたします。

地区名	ホテル名	客室 タイプ	旅行代金(円) ※サービス料・税込		申込番号	アクセス
			11日	12日		
ポートアイランド	ポートピアホテル	シングル	15,000	16,000	A-S	大会会場近く
		ツイン	13,000	14,000	A-T	
	クオリティホテル神戸	シングル	11,000	12,000	B-S	
		ツイン	9,000	10,000	B-T	
	ホテルパールシティ神戸	シングル	9,000	10,000	C-S	
		ツイン	8,000	9,000	C-T	
貿易センター駅	サンルートソプラ神戸	シングル	7,500	9,500	D-S	ポートライナー沿線の貿易センター駅 徒歩5分圏内
		ツイン	6,500	8,500	D-T	
	ホテルヴィアマール神戸	シングル	8,000	9,500	E-S	
		ツイン	7,000	8,500	E-T	
三宮駅北側	ホテルザ・ビー神戸	シングル	9,500	11,500	F-S	三宮駅より北側 徒歩10分圏内 繁華街の中心地
		ツイン	7,000	9,000	F-T	
	エリアワンホテル神戸	シングル	8,000	9,500	G-S	
		ツイン	6,500	8,000	G-T	
	ホテルモントレ神戸	シングル	10,000	12,000	H-S	
		ツイン	8,500	10,500	H-T	
三宮駅南側	神戸東急イン	シングル	9,500	11,000	I-S	三宮駅より南側 徒歩10分圏内 ポートライナーへの アクセスも至便
		ツイン	8,000	9,500	I-T	
	三宮ターミナルホテル	シングル	11,000	12,000	J-S	
		ツイン	10,000	11,500	J-T	
	三宮ユニオンホテル	シングル	9,000	10,000	K-S	
	東横イン神戸三ノ宮2	シングル	7,500	8,000	L-S	
		ツイン	6,500	7,000	L-T	
	サンサイドホテル	シングル	8,000	9,000	M-S	
	APA ホテル神戸三宮	シングル	9,000	11,000	N-S	
	ダイワロイネット神戸三宮	シングル	9,000	11,000	O-S	
新神戸駅	ANA クラウン プラザ ホテル神戸	シングル	11,500	14,500	P-S	新神戸駅より 徒歩10分圏内 新幹線のアクセスが 至便
		ツイン	10,000	13,000	P-T	
	グリーンヒルホテル神戸	シングル	7,000	8,000	Q-S	
		ツイン	6,500	7,000	Q-T	
	グリーンヒルホテルアーバン	シングル	6,500	7,500	R-S	

■ 添乗員は同行致しません。 ■ 最小催行人員 1名

日付	スケジュール	
1/11 (金)	ご自宅又は前泊地又は各地== (各自移動・お客様負担) ==各宿泊施設 (泊)	朝：×昼：×夕：×
1/12 (土)	大会参加 (各宿泊施設からお客様負担にて各自移動) ===各宿泊施設 (泊)	朝：○昼：×夕：×
1/13 (日)	各宿泊施設== (各自移動・お客様負担) ==ご自宅又は後泊地又は各地	朝：○昼：×夕：×

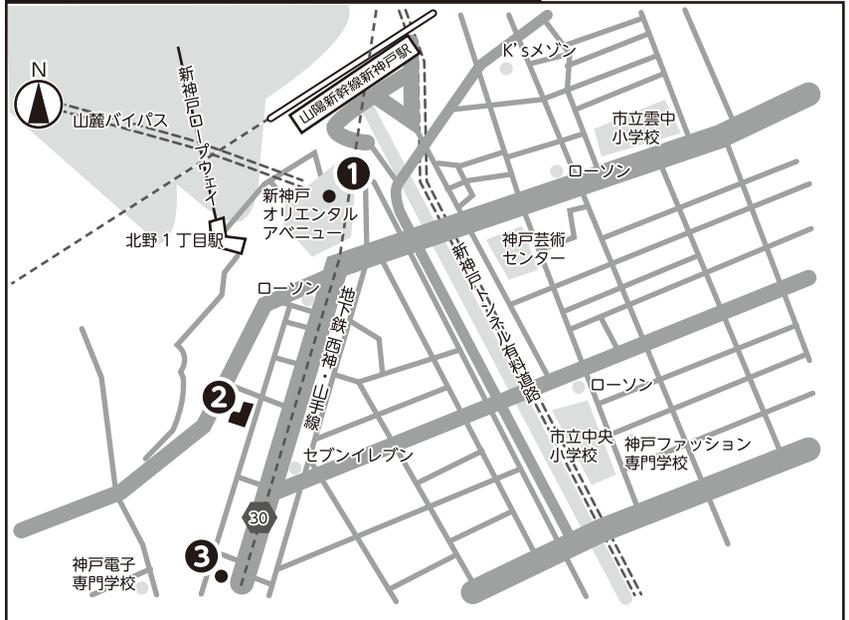
ポートアイランド周辺ホテルマップ

〈大会会場周辺〉



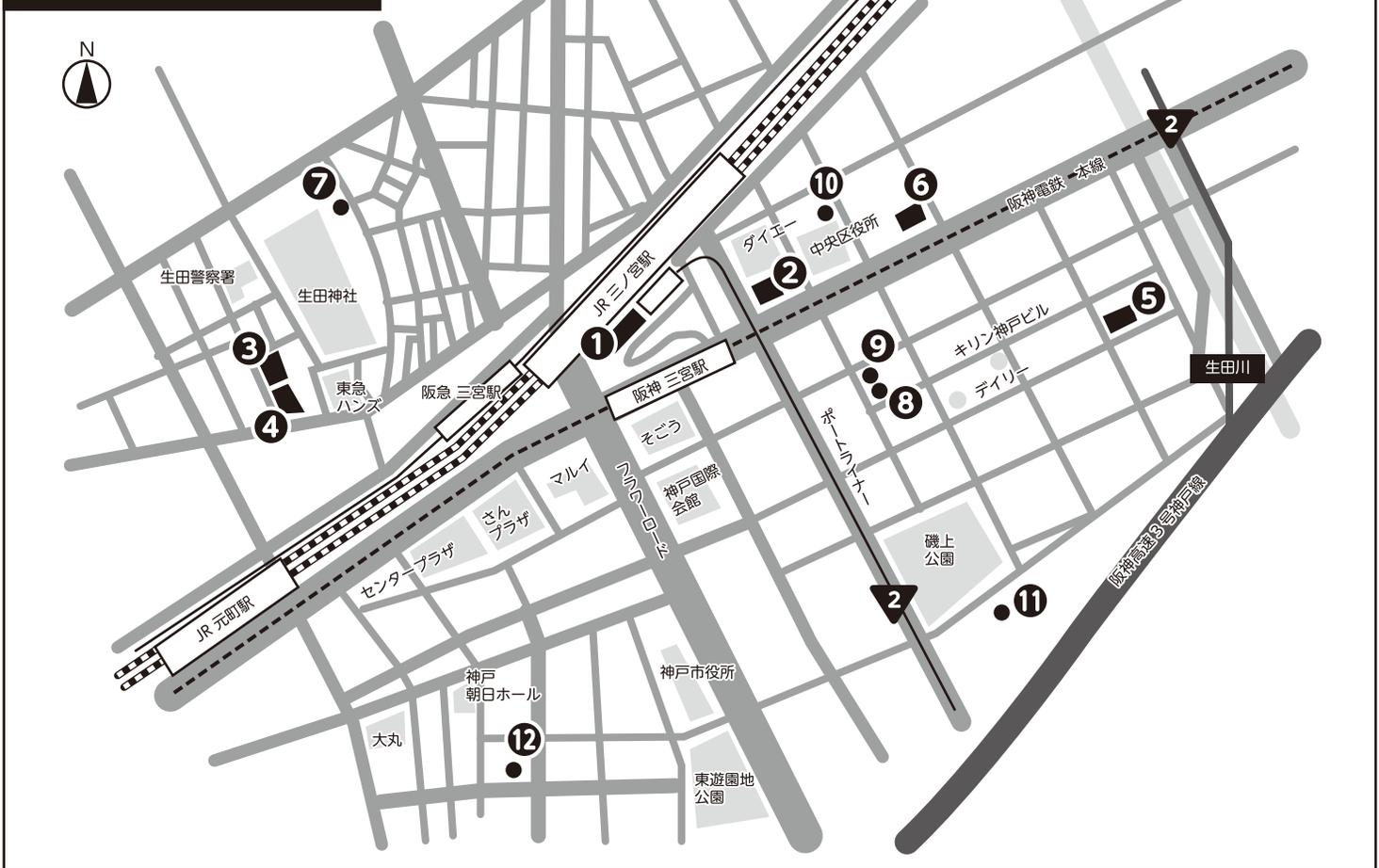
- ①ポートピアホテル
- ②ホテルパールシティ神戸
- ③クオリティホテル神戸

新神戸駅周辺ホテルマップ



- ①ANA クラウンプラザホテル神戸
- ②グリーンヒルホテル神戸
- ③グリーンヒルホテルアーバン

三宮駅周辺ホテルマップ



- ①三宮ターミナルホテル
- ②神戸東急イン
- ③ホテルモンテ神戸
- ④ホテルザ・ビー神戸
- ⑤三宮ユニオンホテル
- ⑥サンサイドホテル
- ⑦エリアワンホテル神戸
- ⑧ダイワロイネット神戸三宮
- ⑨APA ホテル神戸三宮
- ⑩東横イン三ノ宮 2
- ⑪サンルートソプラ神戸
- ⑫ホテルヴィアマーレ神戸



9、変更・取消について

- (1) お申し込み後の変更・取消は、必ずFAXまたは郵送にて当社へご連絡ください。
- (2) 返金にかかる振込手数料は参加者負担とし、差引後ご指定口座へ返金いたします。
また未納の場合、変更・取消日現在の代金をお支払いいただきます。
- (3) 変更・取消料は下表のとおりです。(受付日は当社営業時間内とさせていただきます)
※営業時間 平日/9:00~18:00 (土・日・祝・12/29~1/3は休み)

取消日	参加費	弁当	交流会	宿泊	オプションル ツアー
11/30 まで	無料	無料	無料	無料	無料
12/1~12/21 まで	100% ※終了後、 資料を郵送 します	無料	無料	無料	無料
12/22~1/4 まで		無料	無料	20%	無料
1/5~1/10 まで		50%	30%	30%	無料
前日 (1/11)		100%	50%	40%	無料
当日および無連絡		100%	100%	100%	100%

10、個人情報の取扱いについて

- 参加申し込みの際に提出された参加申込書に記載された個人情報は、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様からお申し込みいただいた宿泊等のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針については当社の店頭又はホームページ (<http://www.mwt.co.jp>) でご確認ください。

また、大会の円滑な運営の為、大会主催者にお客様の個人情報を提出させていただく場合がございます。

11、旅行条件

- 本大会の申し込みは名鉄観光サービス㈱（観光庁長官登録旅行業第 55 号）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は各プランに掲載されている条件の他、旅行条件書や出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款【募集型企画旅行契約の部】によります。

次頁の旅行条件を説明した書面を事前に確認のうえ、お申し込みください。

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第 55 号 一般社団法人日本旅行業総合正会員ボンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員

名鉄観光サービス株式会社 神戸支店

〒650-0038

兵庫県神戸市中央区西町 35 三井神戸ビル 3F

TEL078-321-5005/FAX078-321-5019

営業時間 9：00～18：00（土・日・祝・12/29～1/3 は休み）

総合旅行業務取扱管理者 岸本 訓満

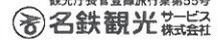
外務員（担当者） 福元 洋次

・ 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、外務員からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく掲載の取扱管理者にお尋ねください。

承認番号 関営国 12-130

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名取町2丁目1番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内での旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行契約 募集型企画旅行契約の部によります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機内の提供その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込み金添えてお申込みください。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込み金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込みを提出しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの順、おひり順につき以下の申込み金をお支払いいただきます。申込みは、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込み金（おひり順）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (6) お申込み段階で、満席その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合には、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期限を確認したうえで、契約待機のお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、申込み金と同額を「期日金」として申し受けます。ただし、お客様より契約待機登録の解除のお申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合は、当該期日金を全額払い戻しいたします。
 - (7) (6)の場合の契約待機のお客様との旅行契約の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときとします。
 - (8) 当社は、(6)のお待ちいただける期間外にお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、期日金は全額払い戻しいたします。
 - (9) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、予約の締結及び解除等に際する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただく必要があります。当社は、契約責任者が構成者に対して現に「負い」又は将来「負う」が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- (3) 特定旅費を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他のが、当社の旅行条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- (4) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方、身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮（車イスの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にごお申出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために特別な措置に要する追加費用をお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書の提出、同業者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は治療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から脱線される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (8) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるなど当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (9) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収書、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までににお渡しします。また、お渡し期日前であってもお間違いございましたら、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載することにより、特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込み金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基礎となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
 - (ア)「追加代金」
 - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
 - b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
 - c. 「グリーン車追加代金」等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
 - d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
 - e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - (イ)「割引代金」
 - a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - b. 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
 - c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降に旅行の申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
 - (イ) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります。）
 - (ロ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - (ハ) 自車代金及び船・バス料
 - (ニ) 食事代金及び船・バス料
 - (ホ) 団体行動中の心付け
 - (ヘ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - (ト) その他「パンフレット」等で明示した利用のもの
- (2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
- (イ) 自車から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
 - (ロ) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
 - (ハ) クリニック代金、電話料、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに伴う給・サービス料
 - (ニ) 傷害・疾病に関する医療費等
 - (ホ) 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを募集して実施する小旅行等の代金
 - (ト) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - (チ) 空路旅客施設使用料（パンフレットに明示した場合を除きます）

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の開与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を確保するためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知やご説明を要する旨を御案内し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂金額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
 - (イ) 当社は、(ア)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減額分だけ旅行代金を減額します。
 - (ロ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額分だけ旅行代金を減額します。
 - (ハ) 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の積設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (ト) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数より旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任を帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更いたします。

11. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひり順につき10,000円/消費税込）と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。旅行のお申込み時にご営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) (イ)に掲げる旅行契約以外のコース

解除期日	取消料（おひり順）
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日（日曜日旅行にあっては10日）に当たる日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降4日目に当たる日まで	旅行代金の30%
ハ. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ. 旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ. 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- (イ) 買切船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します。）。
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - (ロ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - (ハ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日）まで、ただし、旅行開始日の前日（日曜日）から起算して7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日までに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
 - (ト) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込み金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（又は申込み金）の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時的に中止した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行契約に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったことから支払うべき取消料、違約料その他の名目によりお支払いを差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- (1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、お客様が旅行に参加しない意思がないものとみなし、当該期日の前日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明し、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - (ア) お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - (イ) お客様が病気が必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (ロ) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
 - (ハ) お客様が契約内容に照し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - (ト) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日（日曜日旅行については3日）に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
 - (チ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
 - (ト) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の開与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込み金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込み金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - (ア) お客様が病気が、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - (イ) お客様が旅行の安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (ロ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開与し得ない事由が生じた場合であり、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び戻し
(ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
 - (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいたその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供

する運送・宿泊機関等に支払又はこれらから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、遅滞又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、乗船地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると思われるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を断念し受けられないための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらず、より安全かつ円滑な実施を要する場合は、当社では可能な限りこれを手配に当たりますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該乗船場所に着く(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこれを手配に当たりますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては現地係員又は当社が手配を行います(以下「手配代行者」といいます。)
- (4) 添乗員の同行しない旅行においては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等)を含みます。この連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時となります。
- (7) 当社は、旅行中のお客様の疾病、怪我等により旅程を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることに努めます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様の当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいたします。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたときは、自由行動時中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等)を含みます。の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でかつそのお客様の事後の旅行契約を解除することとなります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつて、当社又は当社の手配代行者が損害又は損失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に列挙するような当社又は当社の手配代行者の関与しない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地災、暴風、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - (エ) 自由行動中の事故
 - (オ) 中毒
 - (カ) 盗難
 - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別記「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、遊覧見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、遊覧見舞金として遊覧日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一箇又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、ハンクグライダー、搭乗、超軽自動車(モーター・ハンクグライダー、マイクログライダー、ウルトラソフト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別記「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が乗船及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく乗船したときは復帰の予定なく乗船したときは、乗船のときから復帰までの間又はその乗船したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を兼ねる責を負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施・当社(又は各観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
 - (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
 - (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承認したときに成立します。
 - (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等に確認してください。
 - (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、両項の規定に基づく補償金又は見舞金を支払いません。
- (4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ観戦を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツ参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償金は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金(右欄に記載する率を乗じた額)の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(ウ)の(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 - (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次に示すものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われるにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不具合が生じたこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。)

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストラン)を含みます。その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、眺望その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるものを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に交付された旅行サービスの内容との間に差が生じたときは、それのいずれにつき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を併用する場合も、1泊につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を行う場合は適用しません。

注b) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者による旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より、所定の伝票への(会員の署名をなくして旅行代金の支払いを受けること)以下「通信契約」といいます。を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ」その他の通信手段による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。この場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱協定を含む加盟店協定がないとき、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(委託旅行会社により当該取扱ができていない場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も委託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - (ア) 通信契約の申込みを順し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行」の「有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻業務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な業務、買物等添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等のご発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物取戻に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お客様に際してはお客様の責任でお願いいたします。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかなるかを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.非決済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に際し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、非決済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで非決済を受けさせていただきます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員もなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事象が生じた場合であつて、上記の一定の非決済額を超えたことと理由に非決済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで非決済を受けさせていただきます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のため手続的に利用させていただきます。ほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。このため、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを無料品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空会社名等に係る個人データを、電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (3) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店名又はホームページ(http://www.mwt.co.jp)でご確認ください。なお、販売店の個人情報(取扱)に関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

第6回 全国校区・小地域福祉活動サミットinKOBЕ・ひょうご 参加申込書

FAX:078-321-5019

※太線内(個人)でのお申し込みの場合は★印)をすべて漏れなくご記入お願いいたします。

都道府県名	受付№	
団体名	申込責任者	
〒	★ 連絡先TEL/FAX	
★ 所在地 個人の場合は自宅	TEL / FAX	
★ 来場時の利用 交通機関	連絡先E-mailアドレス	(バス乗車人数) 台 約 名
	(貸切バス) マイクロ・中型・大型・特大	(備考)

出展ブース申込 ※申込を希望される場合は 右に○をご記入ください	出展ブース内容 ※いずれかに○	ポスターなどの展示 ・ 出版物や物産品の頒布 ・ その他()	資料配布申込 ※申込を希望される場合は 右に○をご記入ください
--	--------------------	---------------------------------	---------------------------------------

フリガナ 参加者氏名 ヒョウゴ タロウ (例) 兵庫 太郎	性別	年齢	所属団体における 役職	1/12 サミット 参加 3,500円	分科会			弁当 (お茶付) 500円	交流会 3,000円	お土産 1,500円	宿泊プラン				1/13 オプション ツアー参加 神戸で 震災を学ぼう (1,800円)	備 考	
					第1 希望	第2 希望	第3 希望				1/11 (金)	第1 希望	1/12 (土)	第2 希望			同乗者 番号記入
★【申込者1】	男	50	会長	○	1	5	6	○	○	○	○	B-T	A-T	○	2	○	車いす利用 (補助不要)
【申込者2】																	
【申込者3】																	
【申込者4】																	
【申込者5】																	
【申込者6】																	

※宿泊記入欄で、ツインをご希望のお客様は、同室希望者の番号(お名前)を同室者欄へご記入ください。
 ※手話通訳・要約筆記・車イス補助等を希望される方は備考欄にご記入ください。
 ※7名様以上でお申し込みの場合は、この用紙をコピーして、申込者7~12と通し番号を修正してお使いください。

申込先 名鉄観光サービス㈱神戸支店(担当:福永・田澤)
 〒650-0038 神戸市中央区西町35 三井神戸ビル3F
 TEL:078-321-5005 FAX:078-321-5019

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご オプションルツアー

神戸で震災を学ぼう

1995.1.17 5:46am



2013年 **1**月 **13**日 **日** 9:30 ~ 14:30

①人と防災未来センター見学

②防災・減災セミナー

参加費 1,800 円 (人と防災未来センター入館料を含む)

申込方法 別添サミット参加申込書にて (定員 200 名)

主催：第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご実行委員会

人と防災未来センター

人と防災未来センターでは被災者・市民・ボランティアなど多くの人々の協力と連携のもと、阪神・淡路大震災に経験と教訓をわかりやすく展示しています。語り部による震災時の体験談のほか 1.17 シアター、震災直後のまち、大震災ホール、震災からの復興をたどるコーナー、震災の記憶を残すコーナー、震災を語り継ぐコーナー、災害情報ステーション、防災・減災ワークショップ、防災未来ギャラリーなどの展示コーナーをおよそ2時間で見学します。

より詳しい情報はこちら <http://www.dri.ne.jp/>

防災・減災体験フロア



- 防災未来ギャラリー
防災に関する様々な企画展示を行います。

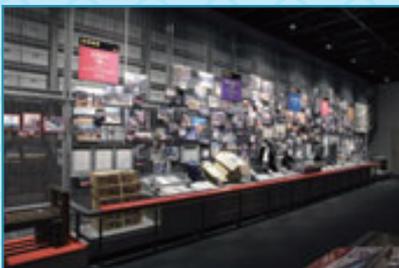


- 防災・減災ワークショップ
実験やゲームを通して、防災・減災に関する実践的な知識を学習します。



- 災害情報ステーション
世界で今起こっている自然災害を学習します。

震災の記憶フロア



- 震災の記憶を残すコーナー
震災関係資料を提供者の体験談とともに展示しています。

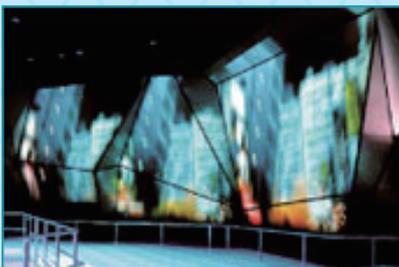


- 震災からの復興をたどるコーナー
震災直後や復興過程の生活・まちの姿をメッセージとグラフィックで解説します。



- 震災を語り継ぐコーナー
ビデオで震災体験を紹介したり、語り部が自らの体験を語ります。

震災追体験フロア



- 1.17 シアター【上映時間 7 分】
地震破壊のすさまじさを迫力ある大型映像と音響で体感します。



- 震災直後のまち
震災直後のまち並みをジオラマ模型でリアルに再現しています。



- 大震災ホール【上映時間 15 分】
復興に至るまでのまちと人を新たな課題とともにドラマで紹介します。

防災・減災セミナー

防災を“地域文化”に ～18年前を伝えるしくみ～

阪神・淡路大震災の経験を、今後の災害で活かせるよう伝えることにこだわって活動を続けてきた3名の実践者による取り組みの紹介から、『伝える』ことの重要性を確認します。

そして東日本大震災を語り継ぐうえで必要な取り組みを探ることで、防災を“地域文化”にしていくきっかけを探します。



コーディネーター 野尻 紀恵さん

日本福祉大学 准教授

阪神・淡路大震災当時は神戸市内の私立高等学校教員。

退職後、長田区社会福祉協議会インターンや

神戸常盤大学専任講師等を経て現職。

高校生や大学生といった「震災を知らない若者に伝える人」

語り手 森崎 清登さん

近畿タクシー社長を本職としながら産業振興ジャンルで活躍中。

(株)神戸ながたTMO商業活性化事業部長、

長田区ユニバーサルデザイン研究会会長、

神戸長田コンベンション協議会会長を歴任。

まちづくり活動全般に取り組む。「まちの人たちに伝える人」



語り手 和田 幹司さん

阪神・淡路大震災当時は長田区在住の会社員

定年前から地域活動に参加し、現在は「1.17KOBEに灯りをinながた」

実行委員長として「18年前の被災者自身に伝え続ける人」

語り手 金 千秋さん

阪神・淡路大震災を契機に発足したコミュニティFMラジオ局

「エフエムわいわい」のパーソナリティ。

震災関連の番組制作などラジオ・WEBで

「世界中のリスナーに伝える人」



1995年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災で私たちのまちは死者6,434名、行方不明者3名の人的被害をはじめ、全壊104,906棟の破壊的な被害を受けました。

※「阪神・淡路大震災について（確定報）（平成18年5月19日、消防庁）」より

あの日から18年、「第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご」をこの阪神・淡路大震災の被災地で開催するにあたって「神戸で震災を学ぼう」と題し、2002年にオープンした「人と防災未来センター」見学と、災害を伝えることにこだわった『防災・減災セミナー』をセットにしたこの企画をオプションツアーとしてご用意させていただきました。

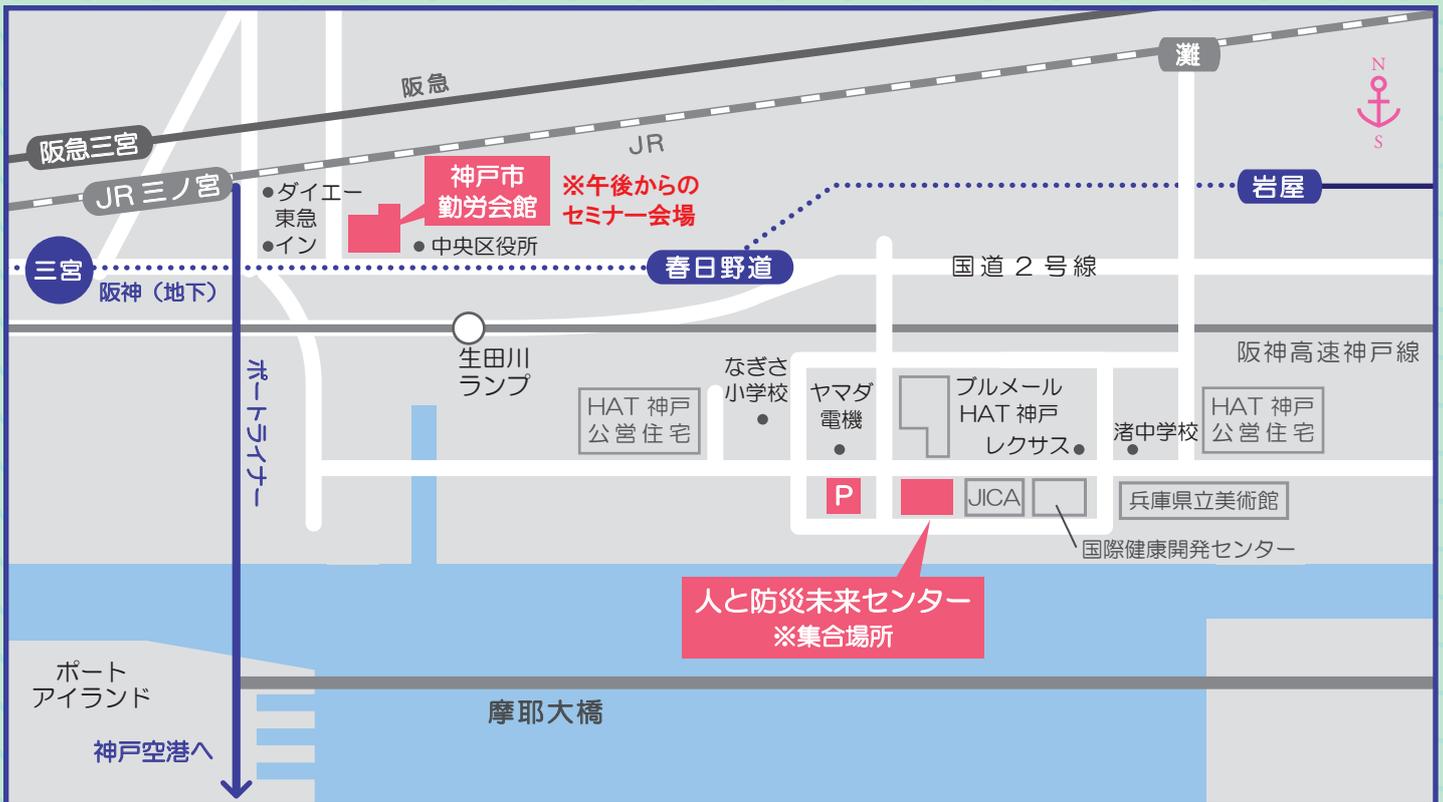
もう少し学びを深めたいあなたに、オススメの一日です。

schedule

9:30	“人と防災未来センター” 集合・見学
11:45 ~	各自で順次移動（昼食各自） ※セミナー会場の三宮まで、市バスまたは阪神電車で約15分
13:00 ~	防災・減災セミナー「防災を“地域文化”に」 ～18年前を伝える仕組み～ ※会場：神戸市勤労会館7階大ホール（三宮駅より徒歩3分）
14:30	閉会



access map



“人と防災未来センター” へのアクセス

〈市バス〉

- ①三宮バスターミナル発 9:00 ※29系統・HAT神戸方面行き（のりば…JR三宮駅東口改札を出て南側すぐ）
- ②JR灘駅南口発 9:02 ※100系統・HAT神戸方面行き
※いずれも、「人と防災未来センター」下車すぐ（片道200円）
市バスは運行本数が少ないため、電車のご利用をお勧めします。

〈電車〉

- ①阪神電車「春日野道」駅または「岩屋」駅から徒歩約10分
- ②JR「灘」駅から徒歩約12分

〈マイカー〉

駐車場あり（有料）

〈貸切バス〉

駐車場の事前予約が必要ですので、事務局までご連絡ください。

主催：第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご実行委員会

協力：特定非営利活動法人 エフエムわいわい

（事務局）神戸市社会福祉協議会 福祉部地域福祉課

TEL 078-271-1166 mail:summit@with-kobe.or.jp